# 成年後見制度の活かし方

## ~ 本人意思を尊重した身上監護の事例等から考える ~

日時 平成28年2月20日(土)13:30~16:15

会場 たちばな職員研修センター3階 研修室

【開会】(13:30)

●基調報告:「成年後見制度に関連する最新トピックス」

• 後見制度支援信託

• 被後見人等に対する意思決定支援

西野 百合子(弁護士 神戸シルバー法律研究会事務局長)

- ●パネルディスカッション(14:00~16:15)
  - (1) 身上監護の重要性
  - (2) 本人本意の制度利用 ~地域で暮らしたい!~
  - (3) 対応困難な障がい者への関わり
  - (4) 任意後見の実践的取り組み
  - (5) 入所・入院時における後見人の役割、医療同意の対応
  - (6) 死後事務の対応
- ◆コーディネーター

村上 英樹 弁護士 神戸シルバー法律研究会代表幹事

◆シンポジスト

池田 篤信 司法書士 リーガルサポート兵庫支部

大庭 光子 社会福祉士 ぱあとなあ兵庫

小椋 幸子 縦コーディネーター 神戸市障害者基幹相談支援センター

【閉会】(16:15)

主 催:神戸シルバー法律研究会・第三者後見ネットワーク連絡会神戸市社会福祉協議会・神戸市

## ~はじめに~

総人口の減少と高齢者人口の増加、単身世帯の増加、長寿化、高齢化の進展に伴う認知症の人の増加など、今後、成年後見制度を必要とする人がますます増加することが予想されています。

また、障がい者の権利条約の批准、障害者差別解消法の施行等、障がい者の意思決定支援のあり方が問われている中で、身上監護に力点を置いた支援も求められています。

このような状況を踏まえ、今回のシンポジウムでは、高齢者、障がい者の権利擁護としての成年後見制度について、「本人意思の尊重」「身上監護」に焦点をあて、制度の活かし方について意見を交わします。今後の現場での取り組みの参考にしていただければ幸いです。

## 目 次

基調報告:「成年後見制度に関連する最新トピックス」・・・・・P3~4

## パネルディスカッション

- (1) 身上監護の重要性・・・・・・・・・・P5~8
- (2) 本人本意の制度利用 ~地域で暮らしたい!~·・・・P9~11
- (3) 対応困難な障がい者への関わり・・・・・・・・P12~14
- (4) 任意後見の実践的取り組み・・・・・・・・・P15~16
- (5) 入所・入院時における後見人の役割、医療同意の対応・・・P17~19
- (6) 死後事務の対応・・・・・・・・・・・・・P20~21

## 参考: 主催団体の紹介

## 神戸シルバー法律研究会とは

- 1.本研究会は、平成4年9月から神戸市が実施した「神戸シルバー法律相談」を受任する 弁護士により発足された団体。平成13年3月31日をもって、当該相談業務が「兵庫 県弁護士会」に引き継がれたことを受け、会員を弁護士以外の医師、福祉関係者、学識 経験者、公認会計士、行政にも拡げ、高齢者・障がい者に関する権利擁護等の調査・研 究機関として再スタートした。(事務局:こうべ安心サポートセンター)
- 2. 平成28年2月現在の会員数は、弁護士10名、医師3名、福祉関係者7名、公認会計士1名、行政書士2名、学識経験者2名、行政5名の30名である。

## (参考) 主な活動

H4 年度	・財産預託制度負担付き(生前)贈与と負担付き死因贈与に関する比較研究
	・高齢者等財産管理事業研究会第1次報告書(H5.3)・神戸シルバー法律相談開始(H4.9)
H5 年度	・高齢者の財産管理を含めた統合システムの基礎研究
	・第1回高齢者財産管理シンポジウム(H5.7)

H6 年度	・研究報告書 (H6.4)「高齢者のための生活支援・財産管理総合システムについて」				
	・第2回高齢者財産管理シンポジウム(H6.7)				
H7 年度	・カナダ・アルバータ州現地調査				
H8 年度	・研究報告書 (H8.4)「カナダ・アルバータ州の成年後見と高齢者財産管理」				
H9 年度	・財産管理に関する監査システムに関する研究 ・第1回オーストラリア・ヴィクト				
	リア州現地調査 ・研究報告書「財産管理に関するシステム研究報告書」				
H10 年度	・高齢者財産管理に関するシンポジウム (H10.6)・イギリス・ランカシャー現地調査				
H11 年度	・成年後見制度における法人後見の研究				
	・高齢者の権利擁護を考える国際シンポジウム(H11.11)				
H12 年度	・成年後見制度における法人後見の研究				
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	・第2回オーストラリア・ヴィクトリア州現地調査				
H13 年度	・オーストラリアの成年後見制度について ・成年後見における身上監護				
H14 年度	・「施設サービス利用者のための権利擁護システム」の研究				
加4 平反	・第1回「死ぬまで幸せに生きるには」シンポジウム				
H15 年度	・第2回「死ぬまで幸せに生きるには」シンポジウム				
HI5 年度	・「権利擁護を支える人材の養成・育成」の研究				
H16 年度	・「『高齢者虐待』を考える」シンポジウム				
H17・18 年					
H19 年度	・「在宅高齢者の虐待について考える」シンポジウム				
田19 平及	・「(仮称) 高齢者をサポートする若者 (大学生) 育成プロジェクト」の研究				
H20 年度	・シンポジウム「みんなで考えよう!『成年後見制度』」				
H21 年度	・「現場からの発信 成年後見制度の活用を考える」シンポジウム				
	・「成年後見制度活用サポートブック」発行・「成年後見制度実態調査」事業への協力				
H22 年度	・「申立て支援から始まる!!成年後見制度の利用」シンポジウム				
	・「成年後見制度活用サポートブック 改訂版」発行				
	・神戸市成年後見支援センター事業への協力				
H23 年度	・「成年後見シンポジウム 専門職、市民後見人の連携」				
H24 年度	・「成年後見制度の限界とそのすき間を埋めるもの				
	~現場での工夫と取り組み事例から~」シンポジウム				
H25 年度	・「成年後見制度の限界とそのすき間を埋めるもの(パートⅡ)				
	~現場での工夫と取り組み事例から~」シンポジウム				
H26 年度	・「成年後見制度の可能性と課題 ~具体の事例を通して考える~」シンポジウム				

## 第三者後見ネットワーク連絡会とは

#### 1. 連絡会の設立趣旨

近年の成年後見申立件数の増加に加え、身寄りのない高齢者、知的障がい者の親亡き後の問題等により、第三者後見人の需要が高まってきている。一方で、資金面、事例の複雑化などにより、第三者後見人の受け皿不足が生じてきており、今後、ますます急増する制度利用ニーズに対応していくための対策が求められている。 そこで、平成20年11月に神戸市では、第三者後見受任機関のネットワーク連絡会を立ち上げ、相互の情報共有を図るとともに、第三者後見受任に係る課題整理や解決策の検討を行っている。

## 2. 構成メンバー

①兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」 ②公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部 ③近畿税理士会 ④一般社団法人兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」 ⑤NPO法人上野丘さつき家族会⑥神戸市社会福祉協議会 ⑦神戸シルバー法律研究会会員

## 成年後見制度に関する最新トピックス

#### 1. 後見制度支援信託

## (1) 趣旨

- ①信託とは、信託契約により、委託者[被後見人]の財産を受託者[信託銀行]に移転し、管理運用してもらう制度。後見信託では信託財産の元本が保証される。
- ②日常支払用の預貯金を残し、それ以外の余分の資金を指定の信託銀行に信託させる。 信託を解除するには家庭裁判所の「指示書」が必要
- ③現在対象となる後見類型は、法定成年後見のうちの後見(保佐・補助は現時点では対象外)と、未成年後見である。
- ④財産の種類は、原則として金銭(預貯金)のみ。株式等の金融商品は売却換金すれば信託可能だが、必要性は個別に判断する。不動産を売却換金してまで信託することは想定されていない。

## (2) 狙い・後見人による財産管理の適正化

- ①特に親族等の「専門職でない後見人」の不正行為を防止するため 背景事情:後見件数が増加するにつれ、後見人の横領・背任等の不祥事が増加して いるが、家庭裁判所の指導監督には限界がある。
- ②一定額以上の預貯金を保有するケースには、原則的に信託を導入する方針 従前の財産管理方法に不備があったためではないことを理解されたい。
- ③既存の後見事件では、後見監督人を付けるか、後見信託にするかの選択を迫られる。 一般に、後見監督人報酬額より信託費用のほうが安いため、信託を選ぶ人が多い。 不動産など信託できない財産が多かったり、遺言があったり、収支が不安定なケースは信託には不向きである。

#### (3) 実施手順

- ①家庭裁判所が審判で専門職後見人(弁護士、司法書士)を選任。親族後見人と複数体制で、専門職後見人は主に財産管理、親族後見人は主に身上監護を担当する。
- ②専門職後見人が調査して信託利用の適否を判断し、信託プランを裁判所に報告する。
- ③裁判所が指示書を出し、専門職後見人が信託契約を締結する。
- ④専門職後見人が辞任して、財産管理を親族後見人に引き継ぐ。 裁判所の指示に基づき、資金が必要な時は信託財産から一時金や定期金の交付を受けたり、解約したり、黒字が貯まってきたら追加信託を行う。

- 2. 被後見人等に対する意思決定支援
- (1) 成年後見制度の基本理念-自己決定権の尊重 経過
  - ①2000(H12)年4月 介護保険と成年後見制度が同時スタート「措置から契約へ」 当初は高齢の認知症患者への対応が中心。2003(H15)年支援費制度で障がい者も 契約
  - ②15年経過して、旧禁治産制度を引きずる行為能力剥奪・財産管理偏重の運用に対する反省が生まれた。特に高齢者以外(精神障がい者・知的障がい者)への対応が問題
  - ③障がい者の権利保障の理念と法整備が進展

憲法一条約一法律の法体系

2006(H18)年 国連で「障害者の権利条約」を採択。あらゆる差別の禁止、合理

的配慮の提供、保護の客体から権利主体へ

障害者自立支援法を施行するも、応益負担性への強い批判

2011(H23)年 障害者基本法の改正

2012(H24)年 障害者総合支援法

2014(H26)年 日本は障害者の権利条約を批准

- (2) 知的障がい者に対する後見の特徴 高齢者との比較
  - ①長期支援(対象者の年齢が若いケースがある) 「親亡き後」への不安 親が成年被後見人になる事態 後見人のほうが先に死ぬ可能性←法人後見・複数後見などで対処
  - ②財産管理 長期計画が必要 後見人の報酬確保、相続への対応
  - ③身上監護 年齢による変化を理解すべき 地域移行、社会参加、「意思決定支援」

#### (3) 意思決定支援とは

- ①成年後見の実際は、本人保護の名のもとに、本人の決定権を奪い、全てを後見人が 代わって決めてしまっている例が多い。
  - →発想の転換が必要

後見人等はまず意思決定支援を行い、本人が決定できない範囲に限り代行決定 法定後見ではできるだけ能力制限の少ない類型を選び、必要に応じて類型変更を

- ②イギリスの意思決定支援法の原則
  - ・ 意思決定能力存在推定の原則
  - ・ 意思決定支援優先の原則
  - 客観的不合理性による意思決定能力判断禁止の原則
  - ・ 最善の利益 (ベストインタレスト) の原則
  - ・ 必要最小限度の介入の原則

## (1)身上監護の重要性

本人の意思を引き出し、決定することを支援した事例

#### 【事例】

70歳前半の男性Aさんは、市営住宅で長年一人暮らしをしているが、最近夜中に大声を出したりするため、近隣者からあんしんすこやかセンターに相談があった。あんしんすこやかセンターの職員が訪問すると、部屋の中はゴミ屋敷状態で、飲んだビール缶が積み上げられ、台所のシンクは見えず、布団には尿臭があった。あんしんすこやかセンターの職員が介護サービスの利用を勧めても拒否し、認知症と知的障がい(中度・B1)があることもあり、コミュニケーションの取れない状況が続いた。

結局、支援してくれる親族もおらず、財産管理や入院手続きをしてくれる支援者もいなかったため、成年後見制度の利用となった。

## 質問1. 成年後見制度における身上監護とは、どういうものですか。

#### <回答>

身上監護とは、被後見人が適切に生活できるように、介護保険や入院など「身の上」の手続きをすることですが、大切なことは「本人の意思を尊重し、かつ心身の状態や生活状況に配慮しながら行わなければならない」ということです。

身上監護の内容は、被後見人の財産状況や諸事情により異なります。例えば、要介護5で寝たきりの被後見人が、自宅で死にたいと希望すれば、本人の意思決定を支援します。また、認知症で徘徊や小火(ぼや)等で本人が危機回避できない場合であれば、親族や医師、介護専門職等と協議して入所先を探します。被後見人の前では嘘はつけません。だからこそ被後見人の意思を引き出すために悩み苦しみます。

# 質問2. Aさんとの信頼関係をどのように作りましたか。また、信頼関係が作れたことで変化はありましたか。

#### <回答>

Aさんの話を聞くことからはじめました。そして顔見知りとして、話ができる存在になることを心掛けました。

何度か訪問していると目が見えていないことが分かったので、眼科受診を勧めました。受診すると白内障と緑内障と診断されました。医師より手術が必要であると説明を受け、手術に後見人が付き添うことでAさんも承諾しました。

手術後、自宅に帰ると家の中のごみ等が見えて、Aさんから掃除をしてほしいとの要望が出されました。介護保険を申請して要介護1と認定を受け、ヘルパーを導入したことで霧が晴れたように生活が一変しました。

## 質問3. 具体的にどんな生活の変化がありましたか。

#### <回答>

- 夜中大声を出すことが少なくなりました。(大声を出すのは暗くて怖かったため)
- ゴミが少なくなりました。(ゴミが見えるようになりヘルパーに掃除を依頼した)
- ビール缶がなくなりました。(ゴミ出し日が分かり、自分で出すようになった)
- 介護サービスを利用するようになりました。(自分が利用対象者であると理解した)
- 困ったことを相談できるようになりました。(働いていた頃に職場でわからないことを聞くと馬鹿にされたので誰にも相談できなかった)

質問4. Aさんの意思を引き出し、Aさんが選択できるように支援していますが、気をつけた点は何ですか。

## <回答>

Aさんに伝わる言葉を選び、一定の距離を保ちながら傾聴しました。また、ケアマネジャー等の支援者グループと情報共有し、チームで支援しました。

## 質問 5. 知的障がいのある方の特徴や支援方法で気をつけることはありますか。

## <回答> 知的障がいのある方の理解力・生活能力等のイメージ

重度知的障害 (療育手帳A)	中度知的障害 (療育手帳B1)	中度知的障害 (療育手帳B2)
現在に生きている	明日という日がある	計画が立てられる
<ul><li>実物がないとわからない</li><li>一つの行動が次の行動を 導く(繰り返せば一連の 動作が可能)</li></ul>	実際に試してみなければ理 解できない	いろいろある中からどれが 最も適切かを選ぶのは難し い
・身体言語は分かる (例)「歯ブラシ」ではなく 「歯磨き」と言えば行為を 理解して行動できる	<ul><li>・写真や話し言葉が理解できる</li><li>・いろいろな単語や数があることがわかる</li><li>・方向の目印があれば道がわかる</li></ul>	<ul><li>読み書き、計算ができる (かけ算・わり算は難しい)</li><li>比喩、ことわざが理解できない</li><li>現金と小切手の違いがわからない</li></ul>

〔参考〕「ペーテルってどんな人? 知的障害をもつ人の全体像をとらえる」 (シャシュティン・ヨーランソン、アンニカ・ヴァルグレン、ソルヴェーイ・ バルイマン 共著、尾添和子訳/大揚社)

「知的障害・発達障害のある人への合理的配慮」(坂爪一幸、湯汲英史 共著/かもがわ出版)

この方の場合、中度の知的障がいということですから、自分の置かれている状況を把握できていなかったと思います。目が徐々に見えにくくなったことの理由もわからず、手術をすれば改善することも知らなかったと思います。ゴミ屋敷とのことですが、ゴミが捨てられないのではなく、ゴミを捨てるための支援がなかったため、どうすれば良いのか分からなかったと思われます。

一人では分からないことだらけです。人に対して警戒心が強かったようなので、聞くこともせず、誰からも教えてもらえなかったのだと思われます。本人のわかる言葉で、丁寧に説明をしていくことによって自分のおかれている状況がわかり、関わってくれる人が自分を助けてくれる人だということが理解できます。

## 質問 6. 身上監護をする上で特に注意する点は何ですか。

## <回答>

- 福祉専門職は、生活を改善するための支援方法を熟知しているため、正解と信じる支援方法の押しつけに陥りやすいこと。例えば、まずは介護保険制度導入と考えます。
- 本人が迷っていることを急いで同意させてしまうこと。急いで同意させたことが後から問題になり、本人との関係が大きく後退する場合があります。
- 後見人が就くことで、後見人任せになり、支援ネットワークが途絶えてしまうこと。 例えば、定期的なカンファレンスを行わなくなり、共通認識がなくなります。
- 本人の生活を安定させるために愚行権に制限をかけること。 例えば、ビールを取り上げてしまったりします。
- ・本人の安全確保のために入所や入院による行動制限をしてしまうこと。例えば、本人は自宅で死にたいと希望しても早期に入所することを勧めたりします。

## (2)本人本意の制度利用 ~地域で暮らしたい!~

母亡き後、成年後見制度の利用によって本人の思う生活が実現できた事例

#### 【事例】

Oさんは 46 歳の女性で、知的障がい者通所施設に通いながら心臓疾患を持つ母(軽度の知的障がい者)と在宅生活をしていた。父は5年前に他界。母が大分弱ってきているのでOさんに後見人をつける必要があると思われていた矢先、母が入院し死亡した。

Oさんは金銭管理や家事ができないこと、また持ち家の老朽化が激しく、転居の必要があること等の理由で、施設入所の方向がほぼ確定していた。

しかし、Oさんは、入所施設ではなく今住んでいる所で今の生活を継続したいとはっきりと意思表示をした。そこで通所施設の職員中心に、初めは、施設職員、障害者地域生活支援センター、区役所のケースワーカーでチームを作り、そこに保佐人が加わり、Oさんの地域で暮らすための準備が整えられた。

それから数年、いろいろな苦労はあったが、Oさんは現在地域で楽しそうに生活している。

# 質問 1. 施設入所が決まっていたのに、Oさんの「地域で暮らす」という意向を尊重する方向に転換できたのはなぜですか。

#### <回答>

○ さんは、当時通っていた施設や施設の職員が好きで離れたくない、入所施設には行きたくないとはっきり意思表示をしたので、○さんの意思を大切しました。

また、「自分の描いた絵を展覧会に出したい」「両親のお墓参りに行きたい」という夢もあり、それを実現させたいと思う施設職員の熱意がチーム全体を動かしました。住宅の問題も引き受けてくれる保佐人が選任されたことも大きな要素です。

しっかりしたチームが作られ、チームで全面的に関わることで、Oさんが暮らす場所を施設ではなく「地域で」ということに転換できたのだと思います。

## 質問 2. 成年後見制度を必要とした理由は何ですか。

#### <回答>

母の死亡後の手続き、家屋の改築(あるいは売却して転居)、金銭管理、福祉サービス利用手続き等、在宅生活を続けるためには、成年後見制度の利用が必要でした。

## 質問3. 保佐人の代理権付与としてどういうものを申立てましたか。

#### <回答>

- ①〇さん名義の預貯金の管理及び処分
- ②福祉サービス利用契約の締結、変更、解除及び費用の支払い
- ③亡き父母の遺産分割手続き
- ④自宅修理契約に関する件一切

## 質問4. 支援者は、施設ではなく地域で暮らすためにどのような支援をしましたか。 また、お金の管理はどうしましたか。

#### <回答>

チームで次のような役割分担をし、日常の金銭管理は、通所施設で施設職員と支援センターが行いました。また全員出席の会議を月1回開き、Oさんの地域生活に関する課題を共有しました。

①通所施設職員

平日の健康管理とOさんの相談相手 →日々の金銭管理(小遣い帳)

②障害者地域生活支援センター

平日、日中以外の生活の見守り

- →帰宅から就寝までの生活、緊急時の対応、ヘルパー調整、土日の過ごし方
- ③保佐人

家屋等の財産管理、金銭管理、福祉サービス利用の手続き等

#### 質問 5. 支援を進めていくうえで大切にしたことは何ですか。

#### <回答>

Oさんの意向確認と信頼関係です。そしてOさんを中心にした支援者のチームワーク (連携)と情報共有です。

体験のないことは想像が難しいため、O さんに次のことを言葉で説明し、実際の体験をとおして理解を深めてもらいました。(具体的には、家を探しに行く。ヘルパーに会う。通院先の病院に同行する等)

- 保佐人がどういう人か 母親に代わって手続きをしてくれる人。お金を管理してくれる人。
- ・障害者地域生活支援センターが何をするところか 地域で暮らす障がい者の生活を支えるところ。(ヘルパーを紹介、緊急時の対応 を支援等)
- 地域で暮らすとはどういうことか 周りの人の支援を受けながら、自分で考え判断し生活すること。

## 質問 6. 地域生活を始めた当時から現在までの主な経過を話してください。

## <回答>

Oさんを含めた個別支援会議を頻回に行い、Oさんの意思を確認しながら1人暮らしが始まりました。初めの1年ぐらいは、眠れないと言われたり、夜中の喘息発作で何度も救急車を呼んだりして不安そうでしたが、現在は落ち着いています。2年後には就労意欲が出てきたので、生活介護施設から就労継続B型に移り工賃を得るようになりました。

現在は、周囲が驚くほど成長し、ヘルパーは、週 2 回生活の様子を確認するだけです。また、移動支援を利用し、月2回絵画教室に通いアート展などに出品しています。 また、四国のご両親のお墓参りも計画中です。

## (3)対応困難な障がい者への関わり

成年後見制度、保佐人の役割を理解してくれない利用者への支援

#### 【事例】

知的障がい(中度・B1)のMさん(37歳・男性)は、児童養護施設に18歳まで入所。その後、寮が完備されているクリーニング店で真面目に勤務していた。給料は平均10万円前後、障害基礎年金(当時約6万)は、すべて定期預金にしていた。

30歳の時、使わずに大切に貯めていた定期預金を友人に全額だまし取られたが、M さんには被害意識はなかった。

ある日、Mさんを知る知的障がい者から支援センターに情報が入り、預金をだまし取られたことが発覚した。支援センターからMさんに事実関係を確認するが、「お金を渡したのは友人だから盗られたのではない。預かってもらっているだけだ」と否定。Mさんには、だまされて被害に遇ったことを説明し、同時に警察に被害届を提出した。詐欺にあったことを自覚してもらう目的もあった。

その後、M さんと支援センター、行政で協議の結果、今後の金銭管理のために成年後 見制度の利用申請を行った。

ところが、生活が落ち着いてくると今までのことを忘れ、「お金を自由に使いたい」「保佐人はいらない」「自分でできる」とMさんが主張するようになった。しかし、現在もMさんのお金をだまして使わせようとする友人に囲まれて生活しているため、継続した支援を行っている。

## 質問 1. どのような被害状況でしたか。

#### <回答>

預貯金300万円、携帯電話3台の名義貸し、名義貸しをした携帯電話代金の未納等です。保佐人が弁護士だったので、詐欺事件として扱いましたが回収はわずかな金額でした。

## 質問 2. M さんは、その後もお金を盗られたりしているのですか。

#### <回答>

年金は保佐人が管理しています。

日常の生活費は、支援センターがMさんの小遣い帳記載という形で支援していますが、毎月 1 万~3 万円の不明金があります。 3万円を超える場合は使用用途を尋ねるのですが、ゲームセンターで使ったとか、食事をして皆の分を払ったとか言い、都合の悪いことは下を向いて黙りこくったりしています。Mさんは、その時点で「しまった」と思うようですが、「なぜ悪いのか?」といった感情も見え隠れします。

#### 質問3.「盗られた自覚が全くない」のは、知的障がい者の特徴ですか。

#### <回答>

知的障がい者全員がそうではありません。(盗られたことに敏感な知的障がい者もいます。)

M さんの場合、施設での生活が長く、お金がなければ生活できなくなるという危機感がありません。知的障がいの程度が、中度・B1程度であれば、会話は成り立つのですが、体験しなければ理解できないことは多いです。使えばお金が無くなるのはわかりますが、だまされてお金が無くなるということは理解できない場合が多いです。

だます相手のやり方は巧妙なので、支援者として介入せざるをえません。だまされたことをMさんが事実として理解し、同じことをされないように支援しています。Mさんをだます友人は、「保佐人がお金を使わせないようにしている」とか、「自分のお金は自分で管理できるだろう」と言うそうです。

# 質問 4. Mさんと支援者の関係が深まりにくいということですが、そういう場合、支援 においてどのようなスタンスで臨むべきでしょうか。

#### <回答>

Mさんは、だまされてもその仲間との付き合いをやめません。仲間との関係を断つことを提案し、他の仲間を紹介したこともありますが、関係は断てませんでした。

支援者は、だまされないように生活して欲しいという思いで支援しています。保佐人や支援センター職員の言葉より、友人の言葉を信じたい様子で、なかなか関係は深まりませんが、我々を信じてもらうには時間が必要だと思っています。支援者で定期的な会議を開催し、地域で暮らしていくための最低の見守りをしています。結果として、その後大きな被害はなく、「会社の寮を出てアパートを借りる」というMさんの夢も実現し、希望であった就労先の変更もできました。Mさんが地域で生きていくための後方支援をしていると思っています。

# 質問 5. Mさんが、「保佐人は要らない」と訴えたら、保佐人はやめなければなりませんか。

#### <回答>

Mさんが「保佐人は要らない」と考えた場合には、Mさんは、保佐開始の審判の取消しの申立て(民法14条)をすることができますが、裁判所がこれを認めるためには、 民法11条に定める保佐開始の原因(精神上の障がいにより事理を弁識する能力が著しく不十分であること)が解消されていなければなりません。

また、現保佐人とのマッチングが悪く、その人以外の人を保佐人に選任してもらいたいと思って、現保佐人解任の申立てをしたとしても、現保佐人に不正な行為等がなければ、裁判所が解任することは通常ありません。

ただ、成年後見人同様、複数の保佐人が就任することは可能ですから、裁判所に認めてもらう必要はあるものの、円滑な保佐事務のために必要ということであれば、Mさんが信頼する親族・支援者等を追加で保佐人に選任してもらい、二人でMさんを保佐していく、さらには新保佐人のみでスムーズな支援ができるような体制になれば、その後、元の保佐人は裁判所の許可を得て辞任し、事実上交替するといったことも考えられます。

## 質問 6. 現在 37歳、今後の支援についてどのような展望を持っていますか。

#### <回答>

だまそうとする友人にとって支援センターや保佐人の存在が邪魔で、Mさんに対し、 保佐人の拒否や取り消しをするようそそのかしてきます。Mさんは友人の言葉と支援者 の言葉のどちらを信じたらよいのかわからない様子です。揺れ動くMさんの気持ちに寄 り添い、Mさんが大きな被害に合わないよう見守り、気長に支援しています。

現在は、3か月に1回の会議・出納簿の確認をしています。現在の不明金は少額で落ち着いているので、保佐人を弁護士から社会福祉士に変更することも検討しています。 支援は長い期間必要だと思っています。

## (4)任意後見の実践的取り組み

#### 【事例】

子どものいないBさんは、5年前に妻を亡くし一人暮らしをしていた。加齢と共に身体の自由もきかなくなってきたので、80歳を機会にケアハウスに入居した。現在は要支援1であるが、判断能力はしっかりしている。

ケアハウス入居にあたり、入居一時金2,500万円、月20万円程度の利用料、保証人または後見人をつけない場合は保証金200万円を支払えば入居可能であるとのことだったので、保証金を支払った。ところが、入居1年後にケアハウス側より保証人または後見人が必要と言われたのをきっかけに、任意後見人を探すことにした。Bさんは、福祉的な支援と気軽に相談できる後見人を希望し、社会福祉士に依頼したいと思っていた。

## 質問1. 任意後見とはどういう制度で、メリットは何ですか。

#### <回答>

民法には、「国家に干渉されず、自分自身の権利義務関係を、自分自身の自由な意思で決定できる」という私的自治の原則があります。任意後見でも法定後見でも、①誰を後見人等にするか(法定後見の場合は、後見人の他に保佐人、補助人があります。)、②その後見人等にどのようなことをしてもらうか、③そしてその後見人等の報酬をいくらにするかの3つを決める必要があります。そして、簡単に言うと、任意後見は自由な「契約」によりこの3つを自分自身で決め、法定後見は法律の規定に基づく「審判」により裁判所がこれを決めるということになります。

任意後見は、元気なうちに、本人が、自分の信頼すべき人(任意後見人候補者)と 契約により、自分自身の後見制度設計を行う、まさに私的自治であり原則であるのに 対し、法定後見は、本人の判断能力が低下した状態で開始されるので、国家が干渉せ ざるを得ず、例外的措置であると言えるでしょう。

人間の死が、必ず来る、避けられないものであるのと同様に、判断能力の低下も、 これが老いや病気といったものに限らず、不慮の事故により、ある日突然寝たきりと いったことも考えられますので、自分自身の将来設計を自分自身で決める、いわゆる 自己決定権の実現として、身寄りのない人に限らず、任意後見契約の検討をする余地 があると思います。

## 質問2. どのようにして契約内容を決めましたか。

#### <回答>

任意後見契約前にBさんの意向確認をしました。

- 生きるためのライフプランノート作成
- ・終活の計画・検討(宗教・葬儀葬祭・納骨・菩提寺・家財処分等)
- 財産の把握 戸籍の確認(相続人の確定)
- ・ 公正証書作成内容の検討等

公正証書作成に着手するまでには、任意後見人が必要で、契約内容の理解と意思の再確認が必要だったため、6ヵ月程度かかりました。

さらに、公正証書作成については、メリット・デメリットについての説明とBさんの 意向に沿った内容にするため、3ヵ月程度時間をかけました。

#### 質問3. 任意後見契約をするにあたり大切にしたことは何ですか。

## <回答>

信頼関係を作るために、Bさんが理解し、納得するまで時間をかけて話しました。

- 月2回程度訪問(1回あたり60~90分程度)
- 1回の訪問で2~3項目についてBさんの意向を確認する。

## 質問4. 任意後見契約を締結する際の留意点は何ですか。

#### <回答>

抽象的ですが、任意後見制度を利用することについて、本人(委任者)の積極的な モチベーションが重要です。

任意後見契約を、それにより自分自身の将来設計を決める自己決定権の実現と捉えるならば、誰に後見人になってもらうかということは勿論、その人に、どういう後見事務(身上監護と財産管理)を希望し、その実現のためにどういう代理権を与えるか、またその報酬はいくらにするかということの決定について、受任者(任意後見人候補者)側ではなく、本人(委任者)が常にイニシアチブを取る必要があります。いよいよ後見が必要になった時に自分の収入はどうなっているか、どういうところでどのような暮らしをしたいか、可能な限りイメージすることが重要です。

また、本人にしか決定権のない医療行為(延命措置含む)の受け容れもしくは拒否について意思表示しておくことも必要でしょう。そのためには、性急に、受任者側が用意した定型的な契約内容を無批判に受け入れるのではなく、自分のペースで充分に時間をかけ、契約内容を検討・吟味することが大切です。

そして、一旦契約した内容でも、それに縛られることはなく、必要であれば見直 し、場合によっては変更したり白紙解約したりすることも自由にできることを理解す ることが大切でしょう。

## (5)入所・入院時における後見人の役割、医療同意の対応

(後見人にできること、できないこと)

質問1. 施設に入所あるいは病院に入院(以下「入所等」といいます。)する際、後見 人はどのような支援ができますか。

#### <回答>

#### 後見人の職務

- (1) 後見人は、本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。(民法858条)
- (2) 後見人は、本人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について本人を代表する。(民法859条)

本人の入所等に際して、後見人に期待される支援として、①入所・入院契約、②身元保証、身元引受、③医療同意があります。医療機関や介護施設は「後見人=本人の代理人」と考えがちで、後見人には広範な代理権が与えられているかのように思われていますが、法文上、その代理行為は「財産に関する法律行為」について行われるのみです(例:収入の受取や各種支払、それらに付随する契約等)。

後見人は、オールマイティーな代理人ではなく、あくまでも本人の支援者の一人に過ぎないのであって、親族、医療・介護・福祉関係者等とともに、本人の意思を尊重し、 本人が生活、療養できるよう努める協働者の一人なのです。

では後見人は、本人のためどのような支援ができるでしょうか。

### ①入所•入院契約

当事者は、本人と施設あるいは病院(以下「施設等」といいます。)になります。本人は施設等において療養生活、治療等を受ける権利を有し、その対価を支払う義務を負います。後見人としては、本人の意思を尊重し、本人の生活・療養看護のため必要と判断すれば、本人に代わって、施設等と契約をすることができます。

## ②身元保証、身元引受

上記①に付随して行われる契約で、当事者は、本人ではなく、身元保証人と施設等になります。契約の効果として、身元保証人は、施設等に対し、退所・退院時の本人の引取りや対価の支払等、本人が施設等に負う一切の債務について、独自に連帯保証を負うということになります。この契約の当事者は本人ではないので、後見人が本人に代わって契約の当事者となる余地はなく、後見人の職務外ということになります。

#### ③医療同意

医療行為(延命治療を含む)についての同意あるいは拒否をする決定権は、本人自身のみが有しています。医師が医療行為を行うには、医療診療契約とは別に、その具体的な医療行為について、患者である本人から同意を得ることが必要です。この本人のみが有する医療同意権は、本来は、家族であっても代行し得ないし、ましてや財産に関する法律行為の代理しかなし得ない後見人が、これを代わって行うことはできません。

# 質問2. では、身元保証、身元引受の要請については、後見人はどのような支援ができますか。

#### <回答>

まず、施設等に対する説得が考えられます。施設等の説明でも「身元保証人は書いてもらうことになっている。」あるいは「身元保証人がないと入所等ができないことになっている。」等、形式的な説明に終始するだけで、実質的な理由の説明がないことも多々あります。

このような場合には、費用の支払等、金銭債務の履行については、本人に充分な収入 あるいは流動資産があれば、この支払は後見人の職務として確実に履行する旨を説得す ることが可能であると考えられます。しかし、退所・退院時の本人の引取り(特に遺体) については、施設等の側としても、誰も引き受け手がないということになると、入所・ 入院自体の拒否となることもあるでしょう。

身元引受については、実質、施設等の側としては、緊急時に(できれば24時間)連絡を取れるキーマンが必要ということに尽きると思われます。第一報の受信者として責任を以って応対し、本人を取り巻く関係者(親族、ケアマネジャー、SW、CW等)と協働して善処する旨約することも一つの対処法と考えられるでしょう。

次に、親族に対する説得が考えられます。上記のとおり、金銭債務の履行については 後見人の職務として確実に履行する旨、身元引受については関係者と協働して善処する 旨を親族に告げ、安心を与えた上で、身元引受人として名前を挙げてもらうことをお願 いするという対処です。

## 質問3. 医療同意の要請については、後見人はどのような支援ができますか。

#### <回答>

医療同意は本人しかなし得ない以上、医師がインフォームドコンセントをなす際には、次のような支援が考えられます。(これは本人への支援のみならず、医療機関への支援にもなります。医療機関も本人にとっての最善を願うものであり、本人の支援者の一人です。)インフォームドコンセントは、①患者である本人への医療行為(方針、内容、危険性等)の説明、②当該医療行為に対する本人の正しい理解、そして③これに対する本人の同意あるいは拒否により形成されます。まず、必ず本人を交えることが重要で、特に③について、本人に何らかの判断能力、意思表明がある場合には、でき得る限りそれを汲み取る必要があります。

また、①、②については、本人に期待できない場面が多いと思われますので、本人の支援者(親族、後見人、ケアマネジャー、SW、CW等)において代行せざるを得ないでしょう。医療機関側としても、特に危険性の説明については省略することができませんし、本人側にとっても、万一、医療過誤等があった場合には、説明との齟齬があったことを、本人のため主張することができます。

その上で③の同意あるいは拒否を、支援者の側で事実上代行を迫られる場面もないとは言えませんが、本人が現時点での意思を表明し得ない以上、過去の言動、生活、信条等から推察せざるを得ません。そのためには、事が起こる前に、本人や親族等からでき得る限りの情報を得ておく必要があるでしょう。

## (6)死後事務の対応

## 質問1.「死後事務」には、どのようなものがありますか。

#### <回答>

まず、本人の死亡後、本人のために「誰か」がしなければならないことは、①遺体の引取、葬儀の執行、葬儀費用の支払、②入院費、施設費等の未払費用の支払、③相続人への遺産の引継、④相続人への引継が未了の際に生じる事務(借家の明渡し、遺産の管理に必要な費用の支払等)等が考えられます。

## 質問2.「死後事務」は、「誰」がすべきことですか。

#### <回答>

本人が亡くなると本人の一切の権利義務は本人の相続人が承継することになります。

#### 相続の一般的効力

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する (民法896条本文)

よって、死後事務は、本人の相続人が行うことになります。なお、死後事務のうち① の遺体の引取や葬儀の執行については、法律上、相続人(もしくは親族)にその義務があるとは明定していませんし、葬儀を行うか否かも自由です。しかし、一般には、相続人(もしくは親族)が遺体を引取り、相応の葬儀を行うのが、慣習であり、条理であると言えます。

では、元後見人は、相続人に代わって死後事務を行うことができるでしょうか。

## 元後見人が死後事務を行う根拠として考えられるもの

- (1) 後見が終了した場合において、急迫の事情があるときは、後見人は、本人の相続人が後見事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。(民法874条による654条の準用 ~応急処分義務~)
- (2) 義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理をしなければならない。(民法697条 ~事務管理~)

管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。(民法702条1項 ~管理者による費用の償還請求~)

まず、上記(1)の応急処分義務に基づき、元後見人が処理しなければならないのは後見事務に限られますので、本人死亡後の①、④の事務については行う義務はありません。また、②の入院費、施設費等の未払費用の支払についても、「急迫の事情があるとき」という要件がありますので、病院等に直ちに弁済しなければならないとも限りません。つぎに、上記(2)の事務管理の規定が考えられますが、一応、元後見人が、本来相続人がするべき事務(死後事務)を相続人のためになす根拠にはなるでしょう。

しかし、各種費用を管理財産(被後見人の遺産)から支出する法律上の根拠はありませんので、各種支払をする場合は、元後見人自身が一旦立替えなければならない場合があります。そして、その償還請求をしても、「相続人の利益に適合せず過大である」等の理由により拒否されたり、あるいは相続放棄をされたりすることもあり得ますので、そのリスクは高いと言えるでしょう。

## 質問3. 元後見人は、死後事務について、どのような支援ができますか。

## <回答>

以上のとおり、死後事務は本人の相続人がなすべきことであり、元後見人としては、 事実上本人死亡後の支援をするとしても、相続人にイニシアチブを取ってもらい、その お手伝いに徹することしかできません。すなわち、本人の(生前の)後見事務と同様、 推定相続人、親族との本人支援の協働・協力関係の構築は不可欠といえるでしょう。

そのためには、本人の生前から、その推定相続人を確知しておき、本人の死後に、相続人はどのようなことをしなければいけないか具体的に説明し、理解しておいてもらう必要があります。特に、葬儀費用やその後の供養・納骨等の支出の規模やそれを誰の負担とするかについては、推定相続人の間で、大まかであっても合意形成をしてもらう必要があります。(何らの合意なく本人の遺産からこれらを支出した場合に、「過大」である等、その後の遺産分割協議において、もめることもあり得ます。)

そしてこれら推定相続人の方々との間でコンセンサス(死後事務は相続人がすべきこと、その内容の要否も相続人が判断すべきことの合意)が得られれば、本人の死後、元後見人は、相続人の指示に従って、死後事務を支援することができます。(逆に言うと、相続人間で意見が分かれる場合は、もはやそれは後見事務に言う「死後事務」の範疇ではなく、「相続に関する紛争」となりますので、元後見人としては、何の支援もできないということになります。)

# メモ 🐧 🐧

